

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p> <p>緊急安全確保※1</p>	<p>これまでの避難情報等</p> <p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
4	 <p>災害の おそれ高い</p> <p>避難指示※2</p>	<p>・避難指示 (緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p> <p>高齢者等避難※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ前段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる**高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



「避難」って何すればいいの?

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 1 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると...)
 流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります
 地面が削られ家は建物ごと崩落するおそれがあります
- 2 浸水深より居室は高い
 3階 5m~10m未満 (3階床上浸水~4階下浸水)
 2階 3m~5m未満 (2階床上~1階下浸水)
 1階 0.5m~3m未満 (1階床上~1階下浸水)
 1階床下 0.5m未満 (1階床下浸水)
- 3 水がひくまで発電でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと...)
 水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※1 家屋倒壊等氾濫想定区域や2 水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

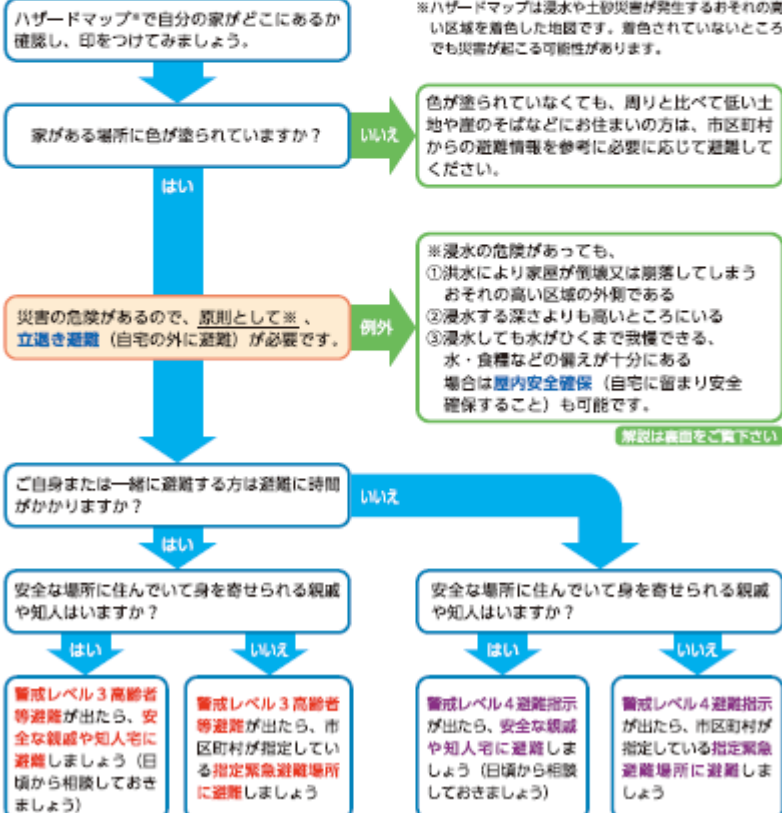
台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**



避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 1 家屋倒壊等危険想定区域に入っていない（入っている…）
流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります
地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります
- 2 浸水深より居室は高い
3～4階
5m～10m未満（日降雨10mm～40mm程度）
3階
3m～5m未満（日降雨5mm～10mm程度）
1階
0.5m～3m未満（日降雨1mm～5mm程度）
1階以下
1m未満（日降雨1mm程度）
- 3 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分（十分じゃないと…）
水、食糧、備前の確保が必須になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※①家屋倒壊等危険想定区域や②水がひくまでの時間（浸水継続時間）はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねたハザードマップには①及び②の記載はありません。

- ！ 警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。
- ！ 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
- ！ 避難先は小中学校・公民館ではありません。安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。（小中学校、公民館など）

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。
（参考）内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年度）」
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

！……必ず確認してください……！

市区町村から出される避難情報（警戒レベル）

- ① 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
- ② 危険な場所から警戒レベル3で（高齢者等は避難）、警戒レベル4で（全員避難^{※1}）です。

※1警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

- ① 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができませんが危険な状況です。
 ・警戒レベル5緊急安全確保の命令を持ってはいけません！
 ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

- ① 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災害法改正以前の警戒レベル4避難指示と避難指示（緊急）は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災害法改正以前の避難指示のタイミングで発令されます。
 ・警戒レベル4避難指示は、立派な避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

- ① 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
 ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

- ① 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

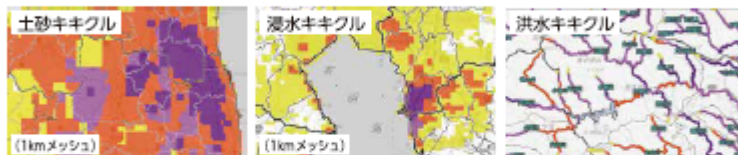
避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

国土交通省・気象庁・都道府県から出される河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）

■ キキクル（危険度分布）で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報[※]が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル（危険度分布）」を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。



紫：崖・深流の近くは危険 紫：低地は危険 紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4（避難情報）で必ず避難しましょう
 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等（警戒レベル）			河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	河川水位や雨の情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 冠水発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ < 警戒レベル4までに必ず避難！ > ~~~~~				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 冠水危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 冠水警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 冠水注意情報
1	気象状況悪化の恐れあり	気象への注意を促す	大雨・洪水注意報	1

市区町村長は、河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等（警戒レベル）の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。  
 （参考）内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年度）」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)